

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	IoT/AI人材育成講座		
実施方法	① 通学（ <u>昼間</u> ）・夜間・土日） ② 通信 スクーリング(回数 回)		
指定講座番号	4 8 2 4 0 ー 2 0 1 0 0 1 ー 8		
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間	過去一年の講座実績	入講者数(人)
年月日	令和5年3月31日まで		修了者数(人)
訓練期間	4ヶ月	総訓練時間	60時間
1. 教育訓練目標			
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 () <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input checked="" type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 (IT分野の新技术・システム、高度技術) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等	
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		一般社団法人 日本能率協会	
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		所定の出席率を満たし、演習の発表内容及び事例演習の成果物の審査、総合演習による修了テストにおいて合格基準に到達すること。	
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		製造業等における事業所内でIoT等の先進技術を導入・実装し、組織横断的にこうした技術を運用・活用している。	
2. 教育訓練の内容			
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名
IoT基本習得研修①: IoTの基礎		6時間	小会が制作する教材を使用
IoT基本習得研修②: IoT関連技術		6時間	小会が制作する教材を使用
IoT基本習得研修③: データ分析/AI技術		6時間	小会が制作する教材を使用
リスクマネジメント力向上①: 安全マネジメントとIoT		6時間	小会が制作する教材を使用
リスクマネジメント力向上②: IoTによる安全マネジメント応用		6時間	小会が制作する教材を使用
IoT/AIによる現場力向上①: プロセス設計とIoT		6時間	小会が制作する教材を使用
IoT/AIによる現場力向上②: プロセス設計におけるIoT活用応用		6時間	小会が制作する教材を使用
IoT・システム活用力向上①: IoT技術研修(デバイス/通信/クラウド)		6時間	小会が制作する教材を使用
IoT・システム活用力向上②: IoT技術研修(データ分析)		6時間	小会が制作する教材を使用
IoT・システム活用力向上③: IoT技術研修(人工知能)		6時間	小会が制作する教材を使用
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)			
①受講するに当たって必要な実務経験等		製造業における設備運転、保全、計装、設計などの実務経験(概ね1年以上)	
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		ITに関する基礎知識	
③その他			

[特記事項]

所定の訓練期間中に受講認定基準又は修了認定基準を満たさなければ、受講証明書と専門実践教育訓練修了証明書は発行されません。

専門実践教育訓練 明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度の修了者数		人			
② ①に係る教育訓練の入講者数		人			
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)		%
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)		%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1		人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2		人			
<p>※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。</p> <p>※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。</p>					
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数			人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員		人		
	2 非正社員、派遣社員		人		
	3 その他の就業(自営業等)		人		
	4 非就業		人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ		人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		人		
	3 社内外の評価が高まる		人		
	4 円滑な転職に役立つ		人		
	5 趣味・教養に役立つ		人		
	6 その他の効果		人		
	7 特に効果はない		人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる		人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人		
	4 趣味・教養に役立つ		人		
	5 その他の効果		人		
	6 特に効果はない		人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人		
	4 就職していない		人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足		人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足		人		
	3 どちらとも言えない		人		
	4 やや不満		人		
	5 大いに不満		人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	出席率、演習の発表内容(含むグループワーク)の審査、事例演習の成果物の審査、「総合演習」による修了テスト				

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法															
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	30時間終了時点において、「IoT基本習得研修」及び「リスクマネジメント方向上」に関する理解度テストの正答率90%以上かつ出席率70%以上(時間)であること。														
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	①理解度テスト②出席率														
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	講座全体の取りまとめ講師が以下①～④の方法と共に質疑応答への対応などを総合的に審査し決定(ただし、グループワークの状況においてはサブ講師もチェック)①出席率:70%以上の時間②演習の発表内容(含むグループワーク)のチェック:講座の本質的内容が理解でき、今後自社の製造現場等におけるIoT/AIの具体的な課題に対して、他の技術者と共に対応策を企画・実装・運用できている③事例演習の成果物の確認:事例企業の問題点把握とIoT/AIでの解決方法や推進マネジメントについて理解できている④講座内容の理解度を審査する「総合演習」(修了)テスト:90%以上の正答率														
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	①出席率 ②演習の発表内容(含むグループワーク)の審査 ③事例演習の成果物の審査 ④「総合演習」による修了テスト														
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法															
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	質問を随時受け付け、希望に応じて個別指導を行っている。														
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	メールにて受講後にも質疑応答を受付している。														
8. その他の事項															
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	(代表者名:中村 正己) 一般社団法人 日本能率協会														
住所及び連絡先	東京都港区芝公園3-1-22 TEL 03-3434-1601														
施設名称及び施設長名	(施設長:根本 和幸) 一般社団法人 日本能率協会														
住所及び連絡先	東京都港区芝公園3-1-22 TEL 03-3434-1955														
苦情受付者	氏名 鈴木 雄馬 所属 経営・人材革新センター	事務担当者	氏名 井上将秀 所属 経営・人材革新センター												
連絡先	TEL 03-3434-6616	連絡先	TEL 03-3434-6616												
専門実践教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 627,000円 ① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 0円 ② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;">第1期</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">627,000円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(うち、必須教材費 円)</td> </tr> </table>	第1期	627,000円	第2期	円	第3期	円	第4期	円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費 円)	
第1期	627,000円														
第2期	円														
第3期	円														
第4期	円														
第5期	円														
第6期	円														
(うち、必須教材費 円)															
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>① 任意の教材費(税込額)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>③ 施設維持費(税込額)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	① 任意の教材費(税込額)	円	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	円	③ 施設維持費(税込額)	円	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	円						
① 任意の教材費(税込額)	円														
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	円														
③ 施設維持費(税込額)	円														
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	円														
	3. 総額 (1+2) (税込額) 627,000円														

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。